

## 平成27年旭市議会第4回定例会会議録

### 議事日程（第2号）

平成27年12月3日（木曜日）午前10時開議

第1 議案質疑

第2 常任委員会議案付託

---

#### 本日の会議に付した事件

日程第1 議案質疑

日程第2 常任委員会議案付託

---

#### 出席議員（22名）

1番	林 晴 道	2番	高 橋 秀 典
3番	米 本 弥一郎	4番	有 田 惠 子
5番	宮 内 保	6番	磯 本 繁
7番	飯 嶋 正 利	8番	宮 澤 芳 雄
9番	太 田 將 範	10番	伊 藤 保
11番	島 田 和 雄	12番	平 野 忠 作
13番	伊 藤 房 代	14番	林 七 巳
15番	向 後 悦 世	16番	景 山 岩三郎
17番	滑 川 公 英	18番	木 内 欽 市
19番	佐久間 茂 樹	20番	林 俊 介
21番	高 橋 利 彦	22番	林 正一郎

---

#### 欠席議員（なし）

---

#### 説明のため出席した者

市 長 明 智 忠 直 副 市 長 加 瀬 寿 一

教 育 長	刃 田 哲 雄	病 院 事 業 者	吉 田 象 二
秘 書 広 報 課 長	飯 島 茂	管 理 推 進 課 長	佐 藤 一 則
総 務 課 長	加 瀬 正 彦	企 画 政 策 課 長	横 山 秀 喜
財 政 課 長	林 清 明	税 務 課 長	林 利 夫
市 民 生 活 課 長	大 木 廣 巳	環 境 課 長	浪 川 昭
保 險 年 金 課 長	渡 邊 満	健 康 管 理 課 長	加 瀬 幸 重
社 会 福 祉 課 長	加 瀬 恭 史	子 育 て 支 援 課 長	大 矢 淳
高 齢 者 福 祉 課 長	宮 内 隆	商 工 観 光 課 長	向 後 嘉 弘
農 水 産 課 長	高 木 寛 幸	建 設 課 長	大 久 保 孝 治
都 市 整 備 課 長	川 口 裕 司	下 水 道 課 長	高 野 和 彦
会 計 管 理 者	高 木 松 夫	消 防 長	品 村 順 一
水 道 課 長	鈴 木 邦 博	病 院 事 務 部 長	飯 塚 正 志
病 院 経 理 課 長	土 師 学	庶 務 課 長	角 田 和 夫
学 校 教 育 課 長	石 見 孝 男	生 涯 学 習 課 長	高 木 昭 治
体 育 振 興 課 長	加 瀬 英 志	監 査 委 員 会 長	田 杭 平 三
農 業 委 員 会 長	岩 井 正 和	事 務 局	

---

**事務局職員出席者**

事 務 局 長	阿 曾 博 通	事 務 局 次 長	高 安 一 範
---------	---------	-----------	---------

---

開議 午前10時 0分

○議長（景山岩三郎） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 議案質疑

○議長（景山岩三郎） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第12号までの12議案を順次議題といたします。

議案第1号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

滑川公英議員。

○17番（滑川公英） おはようございます。

補正予算書の12ページ、歳出の中の企画費なんですけれども、ふるさと納税関係で、全部で151万2,000円とございますが、13番のふるさと応援寄附推進事業委託料を含め、その下の応援基金積立金についての詳細な説明をお願いしたい。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（佐藤一則） それでは、事業の詳細ということでございますけれども、ふるさと納税事業につきましては、まず歳入のほうなんですけれども、今回補正予算で計上いたしましたのは、平成28年3月1日からスタートするというところでございまして、本年度1か月分の予算について計上したものでございます。

12ページの中での詳細なんですけれども、まず51万2,000円なんですけれども、こちらにつきましては、ふるさと応援事業寄附金事業ということで、事業を実施する中で主に業務委託を考えております。その中で実施をしていく予定でございます。

その中で、寄附申込者のまず12節なんですけれども、役務費の1万2,000円につきましては、

今回の想定としましては、寄附額1万円の方が100件ということをご想定してございまして、その中で、各市町村で現在実施しております状況としましては、支払方法がクレジット払いがほしい七割、八割というような状況でございまして、うちのほうとしましては1万円の70件掛ける支払手数料1.5%掛ける消費税ということで、1か月分としましてクレジットの支払手数料は1万1,340円という形になります。手数料としまして1万2,000円の予算計上ということでございます。

続きまして、13節委託料でございますが、これは50万円ということで掲載しております。こちらにつきましては、専門業者への業務委託料ということで、業者への代行手数料、これにつきまして、予算計上としましては今回100万円を見ておりますので、その100万円の寄附に対しまして、12%の手数料掛ける消費税ということで、こちらが12万9,600円となっております。

それから、記念品代ですけれども、これも全て業者委託の中に入れて実施いたします。単価3,000円で100個ということで30万円。それから、記念品の送料でありますけれども、こちらは全国いろいろなところがありますので、平均700円という金額を見まして、700円掛ける100個ということで7万円。委託料の合計が49万9,600円ということで、50万円という予算計上になっております。

それから、ふるさと応援基金の積立金100万円ということでもありますけれども、こちらにつきましては先ほど申し上げましたように、歳入で100万円一旦受けまして、本年度につきましては、その100万円をすぐ充当するということができまので、基金条例を作っておりますので、その基金へ一旦100万円を積むというような歳出の予算であります。

今の流れからいいますと、新年度にその基金からさまざまな事業へ充てていくというような流れになります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 来年の3月1日からふるさと納税がオープンするということでもありますけれども、全部行政改革課で処理するんですか。全国にポータルサイトが今六つありますよね。その中の1,789とかという市町村を載せてあるのは2か所あるんですよね。そういうところに全然やらないで自分だけでできる、全部処理できるんですか。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（佐藤一則） 先ほども申し上げましたように、ほとんどの自治体で業者に委託をしております。その委託をすることによりまして、件数的なものが増えた場合に、いろいろな事務、ほとんど業者委託できる部分が多い形になりますので、実際に始まってからにつきましては、担当課の業務としましてはその委託とすることによって、だいぶ事務の軽減は図れますので、担当課のほうでやる部分と業者委託の部分でやっていけるというような状況になると思います。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 先ほども言いましたけれども、ホームページを作っても、ホームページを作るだけでも、やはり委託料がかかるわけでしょう。これだけで本当に今まで、この辺でやって、今一番千葉県でも有名なのは、やはり銚子市、神崎町、それから大網白里市もそうですけれども、そういうところはホームページの中に、地方自治体のホームページの中にあるわけじゃないですよ。ポータルサイトの中にあるわけ。そこと契約しないで、ただ手数料だけで、契約料というのは入っているんですか、この150万円の中に。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（佐藤一則） 現在、業務を一括代行できるような業者の形態は3業者程度になっております。うちのほうも3業者の内容をいろいろ検討しました。うちのほうで委託する場合がありますけれども、そのホームページ等につきましては業者の負担ということで、初期費用がかからないというような状況になっておりますので、それでホームページを立ち上げて、市のホームページとリンクさせるというようなことでありますので、経費はかかりません。以上です。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の質疑を終わります。

続いて、伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 質疑をいたします。

4ページの繰越明許費の消防費の消防庫整備事業の繰越明許費ですが、2回の入札不調ということでしたが、入札不調になった理由と入札参加基準、それと直近の消防庫の価格を教えてください。

それと、13ページ、民生費の障害児福祉費、説明欄1の障害児通所支援事業扶助費、障害児通所等給付費は、説明では利用者が増えたということでしたけれども、増えた人数を伺います。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 消防庫整備事業に係る入札について、その不調になった理由と基準ということで、私のほうからお答えいたします。

まず、今回の消防庫ですが第4中隊第2分団第2部、それから第5中隊第1分団第1部、共に建築一式工事として、8月17日に公告いたしました。

応札条件につきましては、旭市競争入札参加資格者として名簿登録されている業者で、建築一式工事の建設業許可を取得し、その格付けがA、B、Cのランクにあるもので、なおかつ市内に本店または支店がある業者といたしました。

9月1日に入札を締め切ったところ参加業者がなく、不調となりました。これを受けまして、募集範囲を県内に本店または支店がある業者まで広げた上で、9月14日に再度公告し、9月28日に締め切りましたが、やはり参加業者がなく不調となっております。

理由ということでありますけれども、震災以降、建築業が忙しいというのが一つの理由かなど。併せまして、予算を見たときに工事の価格、それがやはり忙しい中での仕事ではなかったのかなとも思っております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 消防長。

○消防長（品村順一） それでは、消防本部より直近の消防庫を建設した価格についてお答え申し上げます。

契約額は税込で2,246万4,000円でございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） 社会福祉課から13ページの障害児通所支援事業につきまして、その増加人数についてご説明いたします。

この事業には五つの事業がございますけれども、そのうち増加の著しい三つの事業についてご説明いたします。

まず、障害児相談支援事業、一つ目です。相談支援事業給付費がございます。それは当初80人を見込んでおりましたが、103人の利用が見込まれます。つまり増加は23人の増ということです。

二つ目が児童発達支援給付費でございます。これにつきましては、利用人数を40人と見て

おりましたが、54人見込まれますので14人の増ということです。

三つ目が放課後等デイサービス給付費で43人を見込んでおりましたが、51人を見込まれるということで、8人の増ということを見込まれるものであります。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 今後も入札の不調というのがほかのところでも考えられると思いますがけれども、この消防庫の入札ですけれども、これA、B、Cと先ほど基準があるということでしたけれども、これをもう少し緩和することはできないのでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 旭市の入札参加資格の名簿に登載されている業者、市内の業者で申し上げますと、A、B、Cランク合わせますと24者ございます。その下にDランクというものもあるんですが、そこは登録の業者の中には数がございませんので、登録している業者全てが応札できるように出したということであります。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 地域支援事業の2目、介護予防一般高齢者施設事業費の説明欄1、高齢者筋力向上トレーニング事業委託料ですが、説明では9ページの1目一般介護予防費、一般介護予防事業費の説明欄1、地域リハビリテーション活動支援事業に組み替えるというお話でございましたけれども、この地域リハビリテーション活動支援事業の内容と組み替えしても今までと同様のサービスが受けられるのかどうか、お聞きします。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） それでは、今回計上の地域リハビリテーション活動支援事業の内容についてお答えいたします。

この事業は、現在、あさひ健康福祉センターの2階で行っております健康器具を使用している筋力トレーニングでございまして、これからも事業内容は変わらずに継続いたします。ただし、介護認定者以外の方が利用されているということから、新年度からは一般会計で支出することを考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） そうすると、所管は変わらないということなんですか。所管が変わるということなんですか。お聞きします。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 新年度からの対応なんですけど、実質、社会福祉課のほうで健康福祉センターのほうを管理しておりますので、所管が完全に社会福祉課のほうの一般会計で処理するということになります。よろしくお願いいたします。

（発言する人あり）

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わりました。

議案第2号の質疑を終わります。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 事務局の説明では、還元率が30%というようにお話を聞いておりますが、これは事務局だけで決めていることなのではないでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（佐藤一則） 3,000円程度の金額ですけれども、こちらにつきましては、やはり実施しております自治体の状況、それから本市がこの事業を始める目的ですか、そういうのを踏まえまして、だいぶよそでは華美になっている点がございまして。そういうのも全部踏まえまして、3,000円相当がいいんじゃないかなということで、内部の中で決定というか、案としてまとまっております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） ふるさと納税の目的というのは、どこの全国の自治体を見ても、ほとんど六つか七つくらいで同じなんですよね。それはいいですけども、この還元率というのは、3割というのは定価なのですか。それとも原価の3割なんですか。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（佐藤一則） 3,000円といいますのは、品物自体の金額で考えておりまして、先ほど説明いたしましたように、プラス送料なんかというのは別に考えております。

現在考えておる中で、道の駅を主体に今考えておるわけなんですけれども、その道の駅に入っております品物を現在、3,000円相当の品物がどれくらいあるのか。それから、寄附の額が例えば2万円、3万円、5万円と、当然上がってくる可能性もありますので、その場合は例えば1万円で3,000円相当という基本線を考えて、それから、じゃ2万円の方はどうするのかという場合に、2万円の方は3,000円の品物を2品やるのか、それとも6,000円という品物を新たに別に設けておいて、どちらかを選択してもらおうとか、そういう方法で今やっている自治体が多いです。

さらに、基本線としましては、1万円以上2万円未満、それから2万円以上から3万円未満、それから3万円以上5万円未満、それから5万円以上については一律、この基本線からいいますと、1万5,000円相当の品物を出したいという、その4段階の基準で現在考えておりますので、10万円、100万円いただいた方も、その辺は申し訳ないんですが、1万5,000円相当の品物で対応していきたいというようなことで、ほとんどの自治体、金額についてはだいぶ、さっき言いましたように3,000円の還元も5,000円の還元も、6,000円の還元とかありますけれども、まちまちですけども、その分類につきましては、今のような方法でやっているところがほとんどであります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 1万円で3,000円なら、2万円なら6,000円というのは、還元率に対しては変わらないんですよね。そういう意味じゃなくて、例えば50%の還元率もあるし、100%とか120とか150とかというのも、お金、ふるさと納税を集めている自治体ほど還元率が高いんですよ。その辺からいって、ただ還元率を固定していいのか。ただ事務局だけで判断でできるのか。その辺は市の執行部ももっと柔軟に考えてもらって、どうせ集めるのでは

あれば、銚子市よりはたくさん集めてもらいたいですよ。その還元率についても、固定した3割、ここには全然条例には書いてありませんけれども、課長が今言っているのは、還元率は3割でずっとやっていくような答弁をしていますけれども、そういうことでなくともっと弾力的な還元率を考えることはできないのでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（佐藤一則） 還元率と、それから品物の関係につきましては、この条例を受けまして、規則並びに要綱等を定めて詳細を決定していきたいと考えておりますが、基本線としまして、今3,000円程度ということの基本に道の駅等と協議をしております。そういう目安の中で今協議しておりますので、3,000円から4,000円ぐらいの幅になることも考えられますけれども、それを一応基本線で今考えております。

品物が今ご承知のように、だいぶ道の駅が忙しい中で、この品物の今選定を行っている状況でありますので、決定しました中では要綱、規則等で内容等はうたっていきたいと思えます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 以上で通告による質疑は終わりました。

議案第3号の質疑を終わります。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それでは、5号議案で家賃の納期についてお尋ねをいたします。

市営住宅の入居というのは、低所得者ということになっておるわけですが、そういう中で、現在この市営住宅は何戸あるのか、そういう中で生活保護受給者ですか、とその他の低所得者ですか、この戸数についてお尋ねをいたします。

そういう中で、一般的にはこの市営住宅に入っている人は、個人企業経営者ですか、この所に勤めているとか、それから生活保護者なわけですが、個人企業者の給与の支払

いというのはだいたい月末です。それから生活保護も月末なんですね。

そういう中で、この12月、年末の1回だけとはいいいながら、なぜ前倒しの支払いをするようにしたのか。たとえ5日であろうとも、これは前倒しの支払いは厳しいのではないのか、そしてまた期日に支払われないということで、精神的な負担、また負い目を感じるのではないのか。そういう中で、なぜ12月25日にしたのかをお尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 申し訳ありません。通告が納期限についてということでありましたので、戸数ですとかその中の生保世帯数については、資料を持ってまいりませんでした。あとでお答えさせていただきたいと思います。

そこで、12月25日とした理由についてですが、これは徴収対策の中で口座振替を進めようということになりました。その話の中で、納期限がいろいろな市の債権によってばらばらだと、口座振替の手数料等も多額になるということの中で、できるだけ統一しようということになりまして、統一に当たっては市税の納期、これに合わせていこうということが結論になりましたので、この市営住宅の家賃についても市税の12月の納期、25日に合わせたということでもあります。

すみません、管理戸数と生保戸数だけ今メモが来ましたので、管理戸数402戸、うち生保の世帯が42世帯ということでもあります。

それ以外はちょっとご容赦いただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 今の答弁ですと何と申しますか、振替にするとか、それからまた市の税金、これに合わせるということですが、やはりそうはいいまして、この方々は、そういうことを言っちゃあれですが生活の厳しい方ですので、やはりそういう中で、その人が精神的な負担のかからないようにするのが私はいいいじゃないかと思うんですよ。やはり固い人ですと、1日でも遅れたら気にしますので、それが結局、市の皆さん方の考えでやるより、やはり一般的な考えによってこれはやっていったほうがむしろいいじゃないかと思うんですが、どういうふうに思いますか。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 議員のおっしゃるように、気持ちに寄り添えなかった部分がもしか

したらあるのかもしれませんが。ただ、納付状況を見ておりますと、確かに給料をもらった翌日に納めてくれるとかという方もいるようですが、そのほとんどは給料とかにあまり関係なく納期で納めてくれているということも実態としてありますし、逆に納められない方については、より相談を密にしていく中で対応していければと、そんなふうを考えています。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） そうしますと、だいたい期日までに納められない人が今までどのぐらいいるのか。それと同時に、やはりこの前の銚子市の件もあるでしょう。ですから、そういうことを含めて十分対応していただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） ご指摘のとおり、納付相談等をきっちりとやりながら進めていきたいと思えます。

それから、銚子市の例が出ましたのでご報告ですが、今件数ははっきりした数字言えないんですが、減免制度もあるよということで、入居者に連絡をして相談をいたしました。結果として、たしか40件程度が減免になったように記憶しております。一応報告です。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

議案第5号の質疑を終わります。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それでは、9号議案について質問します。

まず、27年末の土地の簿価ですか、それから、建物から始まりまして償却資産の簿価。また、28年4月からということですが、この土地の時価ですね。それから建物から始まりまして、償却資産の時価。またそういう中で、土地の時価と簿価の差額、それから建物を含めた償却資産の簿価と時価の差額、そしてそれら土地、それから償却資産を含めた全ての時価と簿価の差額ですか。

それとまた、今回所有権を移すということですが、どれとどれを所有権を移すのか、これから見ますと、ざっくりあれしますと、土地は、これは登記してありますから所有権を移せます。それから、建物も登記してあるから移せるわけですが、多分市ではこれはしていないからこれはどうなるのか。そういう中で、その他のものはどういうふうにするのか。それで、これはどういうことを根拠に所有権を移さなければならないのか。その根拠につきましては、市長に議員の皆さん方に十分理解、納得できるような説明をお願いしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、議案第9号のご質問にお答えしたいと思います。

かなり詳細の質問だったので、答弁漏れがあるかと思いますが、その時はご指摘いただきたいと思います。

簿価と時価との差額が前半の主な趣旨かなというふうに思っています。こちらで、現在時価と簿価の分類ごとに分けたものがありますので、それを申し上げたいと思います。

分類の仕方が高橋議員ご指摘のとおりじゃないかもしれませんが、取りあえず今持っている資料ということで……

（発言する人あり）

○企画政策課長（横山秀喜） 中身は全部いいですか。

（発言する人あり）

○企画政策課長（横山秀喜） では、例として土地をちょっと時価、申し上げます。15億9,755万3,622円、これが時価です。簿価は24億3,295万6,273円、ちなみに差額としましては、

8億3,540万2,651円時価のほうが安くなっています。

細かいことはいいということです、合計で申し上げます。合計の内容ですが、土地、建物、構築物、車両、立木、それら含めて。時価ですが336億1,680万9,151円で、簿価ですが366億9,601万6,919円、差額ですが時価のほうが30億7,920万7,768円、時価のほうが安くなっております。

それと、この中には10号のほうで分類しました償却資産のほうは、今は載せていません。

9号関係の……

(発言する人あり)

○企画政策課長(横山秀喜) はい。今のは9号関係の時価と簿価の差です。

それと、所有権を移す根拠というご質問だと思います。これは、地方独法の66条に、ちょっと条文を読み上げます。「移行型地方独立行政法人の成立の際、当該移行型地方独立行政法人が行う業務に関し、現に設立団体が有する権利及び義務」、括弧書きがありますが簡単に言いますと、設立前までに当該団体が持っていた地方債、これは除くというような言い方をしています、「のうち政令で定めるところにより設立団体の長が定めるものは、当該移行型地方独立行政法人の成立の時に当該移行型地方独立行政法人が承継する。」という、ここが根拠となります。

以上でございます。

(発言する人あり)

○企画政策課長(横山秀喜) 移転の方法。

(発言する人あり)

○企画政策課長(横山秀喜) 先ほどもありましたとおり、例えば登記簿謄本、権利書等がある場合には、それは所有権移転ということで登記の形でいきます。

それから、どういう形というか、あとはそのまま……

(発言する人あり)

○企画政策課長(横山秀喜) 現在、今、旭市ということで所有権が登記されています。それを……

(発言する人あり)

○企画政策課長(横山秀喜) はい。独法のほうに所有権移転します。

(発言する人あり)

○企画政策課長(横山秀喜) はい。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 市長。

○市長（明智忠直） 今、企画政策課長がだいたい説明をしたと思いますけれども、地方独立行政法人へ移行する際の法律的な部分で、その財産を承継させるということに政令で決まっておりますので、そういったことで承継をさせるということだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） そうしますと、私はそれ、ちょっと建物については認識なかったんですが、建物はちゃんと保存登記をして、登記をしてあるということですね。

（発言する人あり）

○議長（景山岩三郎） 続けてお願いいたします。

○21番（高橋利彦） そういう中で、公共的な施設の設置等については、地方自治法では公の施設ということになるわけですが、地方独法では公共的な施設、言葉は同じなんですけど、ちょっとニュアンス違うような中で、それでここに、地方公共団体は当然公の施設に関し、何らかの権限を取得していることが必要であるが、必ずしも所有権を取得することは必要でなく、賃借権、使用貸借権などを取得していれば足りるものということになっているわけですね。なぜそういう中で所有権まで移さなければならないのか。

それで地方独法の場合は、最終的には市が責任を持たなければならない。民法は適用されないわけですね。民法であれば負債が出て、じゃ足りない部分は、皆さん残った財産で配分してくださいということになりますけど、地方独法の場合は最終的には、責任は市が負担していかなければならないわけですね。そういう中で、なぜあえてこの経費をかけかけ、移転までしなければならぬのか、市が所有権を移転しなければならぬのか。最終的にはこれは議決でございますので、市長がこの議場で議員が十分理解、納得できるような説明をしていただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 賃借権でもいいというようなお話です。その件に関しましては、賃借権を現在市が持っていれば、賃借権をそのまま移す、所有権を持っていれば所有権をそのまま移すということなんです。ですので、所有権を持っている、所有権を、例えば土地とか建物、市が所有権を持っているものをあえて貸しておくよというような賃借権ということ

は想定していない、法の趣旨からしておりません。つまり、先ほどちょっと申し上げましたが、66条では現に設立団体が有する権利及び義務、これを承継しろということが規定されておりますので、賃借権にして貸すという考え方ではないと考えております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） これは土地、建物ですか、これは登記されているものですから更新料がありますよね。そんな中で、病院におけるこの資産ですか、ここにあります償却資産、いろいろあるわけですが、これらは何もそういう手続きをしなくてできるわけでしょう。例えばここに、電話加入権とかソフトウェアとかいろいろありますよね。これは、何も登記してあるわけじゃないんですよ。そういうものがこういう移譲という、何といいますか、ここは、こういうものが病院に承継させるということでありまして、それにしたら同じ承継だから、何もあえて賃借権つけなくたって、この移譲で登記しないで承継させてもいいじゃないんですか。片一方は、ただ議会で通ったから承継させる、土地、建物は何でそれを、権利の移転までしてやらなくちゃならないのか。一本の考えでいいじゃないんですか。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 今おっしゃられた質問ではなくて、先ほど出た質問につきまして、企画政策課長のほうから建物について、登記もしてあるというお話でございましたけれども、建物の登記につきましては、現在手続きを進めております嘱託登記において、市のほう、いわゆる今まで固定資産税等かかっておりませんでしたので、登記する必要性がありませんでしたけれども、承継するに当たりまして、そういった法的なものが必要になりますので、土地は既に旭市ということで登記してございますけれども、建物については現在旭市名義で登記する手続きを進めているところでございます。

○議長（景山岩三郎） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 正直言いまして、ちょっと質問の意味がよく分からなかった。今の言葉からの想像で、もし違っていたら指摘してください。

土地、建物に関しましては登記をして、それで今度所有権移転という今回整理をしているという、今事務部長からありましたように、そのような手続きをする。それ以外の権利に関しましては、議案の中に入らなくていいという、そういう意味なんでしょうか。

（発言する人あり）

○議長（景山岩三郎） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 会計の話がちよっと絡むことかなと思うのではあるんですけども、資産ということで権利を中央病院のほうに、権利ということで引き継ぎます。その中の分類が土地、建物に始まって、これら今、権利の承継ということで12項目にわたるものが、いわゆる独法がスタートする段階での資産ということになりますので、それを現在市が所有している権利を承継すると、そういう議案だと思います。

○議長（景山岩三郎） 病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 私の方もちょっと違っているかもしれません。もし違っていたら。いわゆる資産を登記するというような場合、対抗要件として建物とか不動産については、そのものがその本人の所有物だというふうなことを対外的に証明するためには登記が必要と、その他の普通の物産、いわゆる動産と言われるものは持っているものについて、基本的にはそのものの所有だということが推定されるということで、したがって、建物と土地については登記が必要。それから、ほかのものについては、それが実際所有される者のもとへ渡れば、それで一応その人のものになったというふうに見られるということの話で、わざわざ土地、建物は登記をして移す、ほかのものはただあったものをあげたよという形で、議会で承認をいただくと、そういう形になっているのではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

続いて、米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） それではお伺いします。

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院に承継させる権利を12分類とした基準についてお伺いします。

議案第10号で、財産を無償で譲渡するとしていますが、このこととの関係についてもご説明願います。

○議長（景山岩三郎） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 議案第9号では、先ほど申し上げました12項目、それで10号で器具・備品、この項目、基準は何かと、そういうお話だと思います。

まず、9号のほうの12項目ということですが、これは公営企業会計で使用している貸借対照表の資産の部、これの科目を独法会計基準で整理して、承継させる項目について12項目としております。

2番目の議案第10号の話になりますが、こちらとの違いは何かということですが、これは主に器具・備品ということで、財産、物品のうち長期安定的な法人の財産を承継させる権利としては、この分野につきましては比較的短期間で償却される器具・備品類については、病院と協議の結果、今回無償譲渡という議案で提出させていただきました。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） それでは、12分類のうち9現金預金、10未収金、11貯蔵品、12長期貸付金は、平成27年度末残高全てを権利承継するとのことですが、これらの見込額をお伺いいたします。

併せて10未収金、12長期貸付金の内容をお伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 未の見込みということですが、これにつきましては、病院から伺っている数字を答えたいと思います。

現金預金につきましては62億8,201万4,051円、未収金ですが47億3,496万8,714円、貯蔵品は1億9,395万8,949円、長期貸付金ですが7,070万9,000円というふうに伺っています。なお、未収金、長期貸付金の中身につきましては、具体的な中身ということで、中央病院のほうで回答させていただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは、未収金と長期貸付金の中身ということで、その内容ということでご説明いたします。

未収金といたしまして見込んでおりますのは、28年の2月、3月の診療報酬の請求額と、あと附属施設のほうの介護保険の請求金額及び3月末近くに窓口でお支払いいただいた方の診療費のうち未払いが発生しているものと、あと長期滞納者分、これは長期にわたる滞納者の方の分が計上をしているものでございます。

貸付金につきましては、看護学生のほうに奨学金とは別に、卒業後直ちに当院の看護業務に従事するというを約束していただくということであれば、奨学金とは別に貸付金希望者に貸し付けのほうを行っているものでございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） 先ほども出ましたが、地方独立行政法人法第66条の1項では、当該移行型地方独立行政法人が行う業務に関し、現に設立団体が有する権利及び義務から当該移行型地方独立行政法人の成立前に設立団体が当該業務に相当する業務に関して起こした地方債のうち、当該移行型地方独立行政法人の成立の日までに償還されていないものに係るものを除いて、当該移行型地方独立行政法人が承継するという規定になっております。

言い替えますと、この議案第9号、10号の議決により、借入金だけを残して企業債、恐らく二百数十億になると思いますが、それを旭市に残して独立行政法人になるということです。これまでの説明では、独立行政法人移行前に病院が既に借り入れていた借入金は、市が債務を負い、その金額、元利償還金を病院が市へ支払うということでありました。このことがどのように担保されているのか、お伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 66条の規定では確かにそうっております。独法法の第8章の中に公営企業型地方独立行政法人に関する特例というのがございます。その第86条ですが、債務の負担という項目がありまして、これも読み上げたいと思います。「公営企業型地方独立行政法人は、設立団体に対し、第66条第1項に規定する地方債のうち当該公営企業型地方独立行政法人の成立の日までに償還されていないものに相当する額の債務を負担する。」となっております。これで義務ということに含まれるということになります。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第9号の質疑を終わります。

議案の質疑は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時15分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それでは、第10号の財産の無償譲渡についてお尋ねしますが、財産の内容はイメージガイドほかということになっているわけですが、これは無償ということですから、多分これは時価評価はしていないと思うんですね。そういう中で、してあれば、そのした金額。それから27年末の簿価ですか、これは幾らになっているのか。そんな中で、これはなぜ無償譲渡するのか。それはこの独法の中にどういうふうになっているのかお尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 器具・備品関係でございますが、時価評価してございます。その数字を申し上げますと、48億800万円です。あっ、失礼しました、これは簿価ですね。時価価格ですが26億4,800万円で、簿価の価格ですが、先ほど申し上げた48億800万円です。

それとあと根拠、独法でどうなっているかという、無償譲渡の関係ですね。これにつきましては、独立行政法ではございません。地方自治法の第96条第1項第6号ということで、自治法のほうが根拠ということになります。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 今の説明ですと自治法が根拠だということですが、そんな中で、結局あれですね。これ無償譲渡された場合、独法の中では財産的基礎を有するために、一般的にはまず設立団体が土地、建物などの現物出資または金銭による出資を行うことが予定されておると、出資を受けた場合、地方独立行政法人の会計において、これを資本金として処理するということになるわけですが、無償譲渡ということは、今度は独法になったとき、あえて資産として計上しなくていいということなんですよ。

それと、先ほど地方自治法の説明をしておりましたが、その地方自治法の具体的な内容はどういうふうになっているのか。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 経理のほうのまず関係ですが、詳しくは中央病院のほうで回答していただきたいと思っておりますが、私のほうではそれは資産計上するというふう聞いて

います。

それと、地方自治法のほうの内容ですが、重要財産の処分をする場合に地方自治法に規定がございまして、例の2,000平米、5,000万円ですか、その場合には議会の議決を経るということに基づきまして、それに基づいての議案提出ということになります。

○議長（景山岩三郎） 病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） 先ほどの資産計上してということでございます。資産に計上いたしまして、こちらのほうは資本金のほうに組み入れるかどうかということだろうと思うんですけれども、貸借対照表のほうで資本の部というのは、資産から負債を引いた部分になると。当然権利と義務、両方とも病院のほうで引き継ぐ形になりますので、そのように沿った形で処理をする形になります。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 私、納得できないんですけども、今課長は面積要件、金額要件を超えるものだから議会にかけた。何ら根拠がないでしょう。これだけのものを。ただそれだけでしょ。それと同時にまた、今病院のほうでは資産計上するということですが、この文言からやったら、あえて資産計上する必要はないんですよ。当初ゼロでもらったものを、一般企業であればもらったものを結局、これはみなし課税とかなんとかされますけれども、行政の場合は税務署も全然入らないから、これではやりたい放題、はっきり言ってどうやって何ら問題ないわけですよ。それと同時に、新しい独法になったとき、ゼロで計上したからって市は全然それには関与できないわけですよ。まるきりこれでは答弁がなっていないんですよ。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 先ほどの根拠というお話ですが、自治法をもう一度読み上げますと、途中省略します。普通地方公共団体の財産は、条例または議会の議決による場合でなければ、対価なくしてこれを譲渡してはいけなくなっています。ですので、議決があればできるという旨です。それを根拠で提案をしているんですけども……

（発言する人あり）

○企画政策課長（横山秀喜） ですので、それは前の議案と同じように、今旭市が持っている権利、これを承継するということになります。

○議長（景山岩三郎） 病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは、先ほどの、資産計上しなくてよろしいんじゃないかということだろうと思います。

これは、独法会計のほうに従いまして、今コンサルのほうのアドバイスも受けながら、それに沿った形で処理のほうをすることを考えてございます。基本的には、資産計上、今回鑑定評価で資産計上をいたします。それに対しまして、それに対応する減価償却費につきましては、資産勘定、見返負債、すみません、言葉ひよっとしたら間違っているかも分かりませんが、見返負債として負債のほうに計上をして、毎年の減価償却対応部分を戻し入れをすると、そういう処理のほうでコンサルのほうと今指導を受けながら行っているところでございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第10号の質疑を終わります。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それでは、11号議案ですか。まず収支計画についてお尋ねをいたします。

25年度決算では退職金手当の負担、約11億8,000万円の免除、それに加えて市の負担分、約6億8,000万円が繰り入れされたことによりまして、8億9,000万円の利益が出たわけでございます。そして、26年度も退職手当負担の免除、そして市からは、大幅に減りはしましたが2億1,000万円の繰り入れによりまして、3億7,000万円の利益が出たということになっておりますが、独法に経営形態が変わるとはいえ、4年間で31億円からの利益、これは年間しますと平均7億5,000万円になるわけでございます。

それに加えて、退職金のこれからは、そういう中で退職金の積立の金額は、今度は独法になったら幾らになるのか。それを含めると莫大な額になるのではと思うわけでございますが、そういう中で収支の改善というより、一気に収支が変わる要因について伺います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは、収支に関するということで、最終的なご質問につき

ましては退職金の積立額ということと、それに基づく収支改善要因ということだろうと思います。退職金の積立額ですけれども、今現在こちらのほうは、年金数理人のほうにその見積もりのほうをお願いしているところでございますが、おおむね107億円ぐらいになるというふうは今推測してございます。

これは、まず最初に負債のほうに計上いたしまして、退職引当金として計上のほうをいたします。また、収支につきましては、今回独法会計に移行するというところで、先ほど来ご質問のあります資産の評価の見直し等々で、減価償却費の減少等さまざまな要因がございまして、それらを含めて、先ほど議員からお話ありました利益計上ができる見込みでございまして、以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 今の説明ですと、利益が出るのは減価償却、たしか減価償却がここで時価と簿価では50億円違うわけですね。そうすると、黙っていたってかなりの利益が出るわけですよ。50億円という金額は大きいですから。

そんな中で、それだけ出るというのは分かるわけですが、実際の経営内容というのは、じゃそんなに変わりはないということですね。収支内容です。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） 実際の収支ということでございますが、ここにお示ししてございますのが実際の収支でございます。ですので、全てのものを含めてという考え方で考えただけならば、現状はこの31億円という数字が出てくるというところでございます。

運営自体につきましては、ここに記載してございます医業収益、医業費用等々を見込んであるものでございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 要は、減価償却費ですか、減価償却費は、これは経費に計上されるわけですね。ですから、これが減るから利益が出ると、私はそういうふうに見ているわけなんです。市のほうではどういうふうにそれを、計画が出た段階で内容を把握しているのかお尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） どのように把握しているかということでございますが、もちろん高橋議員ご指摘の減価償却、これは財産の適正な見直しということで、決して黒字を出すために減価償却を、資産を下げているわけでもありません。適正な価格で、時価でスタートするというところで再評価している結果がこうなっているということでございます。

ただ、収支に関しましては、例えば病院の経営の努力がこの中にどうあるかみたいな考え方、これにつきましては、中期計画全般的な話になろうかなというふうに思います。これにつきましても、計画の中、今までもご説明させていただきました評価委員会等の評価もいただいて、適正なものだというふうに判断をして、今回議案として提案させていただきました。以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第11号の質疑を終わります。

議案第12号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

以上で、議案質疑を終わります。

---

## ◎日程第2 常任委員会議案付託

○議長（景山岩三郎） 日程第2、常任委員会議案付託。

これより、各常任委員会に議案を付託いたします。

議案第1号から議案第12号までの12議案を、お手元に配付してあります付託議案等分担表

1、議案の部のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、14日までに審査を終了されますようお願いをいたします。

---

○議長（景山岩三郎） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は7日定刻より開会いたします。

皆さん、大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時32分